

都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業 公募型プロポーザル（技術協力・施工タイプ）

実 施 要 領



令和7年5月



長野市

目 次

I 事業の趣旨と概要	1
1 趣旨	
2 事業の概要	
3 施工者選定の概要	
II 参加資格について	4
1 プロポーザルへの参加	
2 参加表明書等の提出及び参加資格等の確認	
3 参加資格に関する質疑	
III 技術提案書について	9
1 技術提案書の作成	
2 技術提案書の提出	
3 技術提案書に関する質疑	
IV 審査方法について	15
1 技術提案書の審査	
2 審査の手順	
3 審査結果の公表及び通知	
V 契約について	18
1 契約方法	
2 契約の手続き	
3 価格等の交渉	
4 その他	
VI リスク分担について	20
VII その他の注意事項	21
1 提出書類の取扱い	
2 提出書類の作成及び提出等に関する費用	
3 事業等の変更及び中止	
VIII 参考資料等	22
1 別冊資料等及び様式一覧	

I 事業の趣旨と概要

1 趣旨

都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業は、一級河川裾花川に架かる老朽化した相生橋を、現位置に架け替える事業であるが、本路線は中心市街地にアクセスする重要道路であり、工事中の長期にわたる通行止めが困難なため、現道交通への影響を最小限にする施工計画が重要であることや、現橋に共架するライフラインの移設、送電鉄塔との近接工事など、施工方法・施工期間等にかかる制約が非常に多い現場である。

このような条件下のため、実施設計業務委託事業者（以下「設計者」という。）と協働し、施工者の立場から工事中の施工計画、仮設計画など高度な技術提案及び技術支援が実施設計に反映できる「技術協力・施工タイプ（E C I方式）」の契約方式を導入する。また、施工者の選定は最も優れた技術提案者が選定できる、公募型プロポーザル方式にて実施する。

本実施要領は、施工者を選定するにあたり、必要な参加資格、審査方法及び提案条件等を提示して、募集に参加する事業者に具体的な指針を与えるものである。

2 事業の概要

(1) 事業名称

都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業場所

長野市大字中御所 ～ 長野市大字小柴見

(3) 事業主体

長野市

(4) 事業内容

ア 技術協力業務

実施設計業務に技術提案を反映させる技術協力業務委託（以下、「技術協力業務」という。）は以下の内容及び特記仕様書のとおり。

(ア) 業務内容

業務計画の立案 1 式

技術協力業務 1 式

成果とりまとめ及び報告書作成 1 式

打合せ協議 1 式

(イ) 履行期間

契約日から令和8年3月31日までを予定。

イ（仮称）相生橋改修工事

（ア）工事内容

橋梁上部工 1 式

橋梁下部工 1 式

構造物撤去工 1 式

付帯工 1 式

仮設工 1 式

（イ）工事期間

工事請負契約日から、工事検査期間を含め令和 13 年 3 月までを予定。

ウ 提案上限額及び参考額

技術協力業務の提案上限額は、9,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

建設工事の参考額は、1,750,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

※参考額は上限を拘束するものではなく、技術提案に際しての工事規模の目安である。

3 施工者選定の概要

（1）公募型プロポーザル（技術協力・施工タイプ）について

本事業は、参加表明書を提出した者のうち、参加資格を確認された者が技術提案書を提出し、審査において評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、実施設計業務に技術提案内容を反映させた後、価格等の交渉を行い、成立した場合に施工の契約を締結する。

選定後の契約は、「長野市公契約等基本条例」（令和 3 年 4 月施行）を遵守する。

（2）スケジュール

項目	日程	ページ
実施要領の公告	令和 7 年 5 月 27 日（火）	—
参加資格に関する質問書の受付	令和 7 年 5 月 29 日（木）から 令和 7 年 6 月 3 日（火）まで	P. 8
参加資格に関する質問書への回答	令和 7 年 6 月 5 日（木）	P. 8
参加表明書・誓約書の受付	令和 7 年 6 月 9 日（月）から 令和 7 年 6 月 12 日（木）まで	P. 7
参加資格等の結果通知	令和 7 年 6 月 16 日（月）まで	P. 7
技術提案書に関する質問書の受付	令和 7 年 6 月 18 日（水）から 令和 7 年 6 月 23 日（月）まで	P. 14
技術提案書に関する質問書への回答	令和 7 年 6 月 26 日（木）	P. 14

技術提案書の提出	令和7年8月18日（月）から 令和7年8月20日（水）まで	P. 13
プレゼンテーションの実施 提案内容の評価、優先交渉権者の決定	令和7年8月29日（金）	P. 16
基本協定書締結 設計協力協定書締結 技術協力業務委託契約締結	令和7年9月頃（予定）	—
工事価格交渉等、合意	令和8年5月頃（予定）	
工事契約締結 仮契約	令和8年6月頃（予定）	
工事契約締結 本契約	令和8年9月頃（予定）	

※スケジュールは変更する場合がある。

(3) 現地説明

施工ヤードなど現地視察を希望する場合は個別に対応するので、事前に連絡すること。ただし、対応する期間は6月6日（金）までとする。

(4) 連絡先

本件に関する連絡先は以下のとおり。また、本事業の施工者選定の手続きに係る書類等はすべて以下の連絡先に提出すること。

〔連絡先〕

長野市 都市整備部 都市計画課 建設担当

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地（長野市役所第二庁舎5階）

TEL：026-224-7792（直通） FAX：026-224-5111

E-mail：toshikei@city.nagano.lg.jp

ホームページ：https://www.city.nagano.nagano.jp/menu/7/2/7/6/1/index.html

※長野市公式ホームページの「MENU」からアクセスする場合は、以下を参照のこと。

MENU > しごと・産業 > 入札・契約 > 担当課が実施する入札・契約等 > プロポーザル > 募集

Ⅱ 参加資格について

1 プロポーザルへの参加

本プロポーザルに参加できる者は、該当する要件をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で、参加表明書・誓約書を提出し、参加資格が市によって確認された者とする。

(1) 共同企業体の構成

参加者は、参加資格申請までに結成された共同企業体とし、その構成に関する要件は、以下のとおりとする。

ア 構成員数は2者以上とし、その組み合わせは、Ⅱ-1-(3)に定める代表構成員としての資格要件を満たす者と、Ⅱ-1-(4)に定める代表者以外の構成員としての資格要件を満たす者が自主結成した共同施工方式（甲型）とする。

イ 各構成員の出資比率は、「長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱」を準用する。

(2) 共同企業体の構成員に共通する参加資格要件

共同企業体の全ての構成員は、以下の全ての条件を満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間でないこと。

オ 国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

カ 本工事の設計者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。

(ア) 本工事の設計者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。

(イ) 代表権を有する役員が設計者の代表権を有する役員を兼ねている者。

キ 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

ク 実施要領の公告日以前において3箇月以上の雇用関係がある技術者を配置できること。

ケ 重複して他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

(3) 代表構成員の参加資格要件

代表構成員の要件は、以下にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 令和7・8・9年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載されている者で、土木一式工事及び鋼構造物工事の資格を有しており、本店情報又は委任先情報に長野市の住所が記載されていること。

イ 上記アの資格に係る特定建設業の許可を有していること。

ウ 最新の経営事項審査結果通知における、上記アの資格に係る総合評価値が900点以上であること。

エ 平成21年度以降に、元請け（共同企業体の場合は代表者とする。）として、河川または海上で橋梁の架替工事または新設工事の施工実績を有していること。（上部工もしくは下部工のいずれかの工事であれば実績とみなす。）

オ 次のいずれかの資格を有している管理技術者及び照査技術者を、技術協力業務に配置できること。（管理技術者と照査技術者の兼務不可）

(ア) 技術士「総合技術監理部門」又は「建設部門」（選択科目は「鋼構造及びコンクリート」もしくは「土質及び基礎」）

(イ) R C C M（業務に該当する登録技術部門）

カ 工事を契約する場合、工事請負契約日において、次の項目を満たす監理技術者を専任で配置できること。

なお、工事は複数年にわたるため、交代することを発注者と協議することができる。ただし、交代する技術者は、配置予定技術者に対する要件を満たしている場合に限る。

(ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(イ) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了書を有する者であること。

(ウ) 現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。

(4) 代表者以外の構成員の参加資格要件

構成員の要件は、以下にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 令和7・8・9年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載されている者で、土木一式工事の資格を有しており、本店情報に長野市の住所が記載されていること。

イ 土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。

ウ 令和7・8・9年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の土木一式工事格付区分がA級の者であること。

エ 次のいずれかの資格を有している担当技術者を、技術協力業務に配置できること。

(ア) 技術士「総合技術監理部門」又は「建設部門」（選択科目は「鋼構造及びコンクリート」もしくは「土質及び基礎」）

(イ) R C C M（業務に該当する登録技術部門）

(ウ) 1級土木施工管理技士

オ 工事を契約する場合、工事請負契約日において、1級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者を、工事に専任で配置できること。

なお、工事は複数年にわたるため、交代することを発注者と協議することができる。ただし、交代する技術者は、配置予定技術者に対する要件を満たしている場合に限る。

(5) 参加等に係る制限事項

制限事項を以下のとおりとし、抵触する事項がある場合は参加を認めない。

ア 参加表明書等及び技術提案書の提出は、1者につき1点に限るものとする。

イ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、同一の共同企業体を構成することはできないものとする。

ウ 一方の法人の役員が、他方の法人の役員を現に兼ねている場合、同一の共同企業体を構成することはできないものとする。

【役員の定義】

(ア) 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)

(イ) 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。)

(ウ) 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。)を現に兼ねている場合。

【管財人の定義】

会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

オ 工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が 5 年未満の場合。
ただし、施工実績を有し、确实かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

2 参加表明書等の提出及び参加資格等の確認

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下に掲げる書類を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 参加表明書・誓約書の提出

ア 提出期間 令和 7 年 6 月 9 日(月) から令和 7 年 6 月 12 日(木) 午後 4 時まで

イ 提出先 I-3-(4)に記載する連絡先

ウ 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書・誓約書(様式-1) 1 部(共同企業体として)

(イ) 工事施工実績(会社実績)調書(様式-2) 1 部(契約書等のコピーを添付)

エ 提出方法 紙面により、持参(平日の午前 9 時から午後 4 時まで)又は、郵送(提出期限日の午後 4 時までに必着)で提出すること。

オ その他

(ア) 共同企業体として提出すること。

(イ) 指定の様式(様式-1、2)は、I-3-(4)に記載する URL からダウンロードすること。

(2) 参加資格等の確認及び結果通知

ア 参加表明書等を提出した者について、提出した書類の記載内容を確認し、II-1 に定める参加資格の要件に該当すること及び制限事項に抵触しないこと等を確認する。

イ 上記の確認に当たり参加表明書等を提出した者に対し、問合せを行う場合がある。

ウ 確認の結果、要件等をすべて満たしている者を、本プロポーザルの参加者(以下「参加者」という。)とし、令和 7 年 6 月 16 日(月)までにその旨を電子メールで通知するとともに、技術提案書に添付する整理番号を交付する。

エ 確認の結果、要件等を満たさない者に対し、本プロポーザルに参加できない旨及びその理由を、電子メールで通知する。

オ 上記エの通知を受けた者は、その通知をした日から起算して5日以内（土曜日及び休日を除く）に、書面（A4版様式任意）により、市に対して、その理由について説明を求めることができる。

カ 上記オの受け付け場所はI-3-(4)に記載する連絡先とし、受付時間は平日の午前9時から午後4時までとする。

キ 上記オに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（土曜日及び休日を除く）に書面にて回答する。

3 参加資格に関する質疑

実施要領Ⅱ-1に定める参加資格について、疑義がある場合には、以下により「参加資格に関する質問書」（様式-3）を提出できるものとする。

(1) 参加資格に関する質問書の受付

ア 提出期間 令和7年5月29日(木) から令和7年6月3日(火)午後4時まで

イ 提出先 I-3-(4)に記載する連絡先

ウ 提出方法 指定の様式（様式-3）に記載のうえ、電子メールに添付して送信すること。

エ その他

(ア) 電子メールの着信確認の電話連絡をすること。

(イ) 電子メールの件名は「相生橋プロポーザル参加資格に関する質問」とすること。

(ウ) 電子メールのデータ容量は1通当たり5メガバイト以内とすること。

(エ) 指定の様式（様式-3）はI-3-(4)に記載するURLからダウンロードすること。

(オ) 質問の内容について不明な点がある場合、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

(2) 質問書に対する回答

受け付けたすべての質問及びその回答は、令和7年6月5日（木）までに長野市ホームページ（URLは、I-3-(4)のとおり）へ掲載する。ただし、掲載日は諸事情により変更する場合がある。

なお、回答は実施要領の追加又は修正とみなすものとする。

Ⅲ 技術提案書について

1 技術提案書の作成

(1) 求める提案内容

既存設計は、基準の改定等により、以下に示す点において施工上の課題がある。技術提案では、Ⅲ－１－(3)に示す条件を考慮した上で、課題を解決するための具体的な施工方法及び効率的な施工計画を求める。

- ア 仮締切堤による瀬替えに日数を要するため、橋梁本体の施工期間が十分に確保できない。
- イ 既設橋を残しながら橋脚を施工するにあたり、低空頭型バイブロハンマ工法にて鋼矢板土留めを設置する設計だが、渇水期内に橋脚を完成させるための施工期間が十分に確保できない。
- ウ 最大礫径 1000mm 超の玉石混じり砂礫地盤という土質条件で、継施工土留の設置及び掘削等に課題がある。
- エ 既設橋を残しながらの分割施工は、交通管理や添架管の移設については有効な手段であるが、既設橋が老朽化しており、安全性に課題がある。

(2) 技術提案に関する留意点

- ア 提案する施工方法等は、理論的な妥当性を有する手法、実験等による検証がなされた手法等適切な知見に基づいたものとし、実現性のあるものとする。
- イ Ⅲ－１－(3)に示す条件を満たした上で、工期短縮や安全で円滑な施工等が見込める場合は、新たな構造形式を提案してもよい。
- ウ 提案内容は、実施設計にて発注者、設計者との三者協議により詳細に検討するものとし、変更が生じる可能性がある。

(3) 技術提案に関する諸条件

- ア 工事期間
工事の品質管理と安全管理を満たした上で、可能な限り工期を短縮する。
- イ 河川区域内における条件
 - (ア) 河川区域内の施工になるため、関係法令等をもとに施工計画を提案すること。
 - (イ) 河川区域内における施工は、原則、非出水期（11月～5月）となるが、橋面上及び計画高水位以上の高さに設置された足場内における河川を使用しない工事は通年で施工可能。
 - (ウ) 関係機関（長野県、裾花ダム、裾花漁協組合等）の許可が得られる提案を行うこと。

- (エ) 河川内を土嚢等により瀬替えする場合、出水期には従前の状態に戻しておくことを条件に、河川内土砂を流用して良い。

ウ 陸上における条件

- (ア) 河川保全区域内の施工を含むため、関係法令等をもとに施工計画を提案すること。
- (イ) 本路線は通学路に指定されているため、歩行者用通路を確保した計画とすること。
- (ウ) 道路規制を伴う施工においては、極力、交通を確保した計画とすること。
- (エ) 提供資料に示す用地は、施工ヤード等の工事用地として想定しており、地権者の理解をおおむね得ている。提案する施工に必要となる場合は、借地契約等全て長野市が行うことを予定している。

エ 関係機関協議

- (ア) 関係機関協議は、河川管理者（長野県）、長野県警、占用事業者、架空線事業者、地元区、裾花漁協組合等と施工計画に関して設計協議を通じて実施する予定である。
※占用事業者、架空線事業者とは過年度から工事期間中の移設に向けた協議を進めており、設計協議に同席し、引き続き協議予定である。
- (イ) 橋梁前後の道路は電線共同溝整備が予定されており、地下埋設物も多数存在することから、管路施設の切り替えと交通の切り回しも考慮すること。
- (ウ) 既設添架管の撤去は旧橋撤去工と併せて本事業で行うことを想定しており、新橋添架は占用者が行うことを想定している。

オ その他

- (ア) 本事業に近接する裾花川右岸の送電施設への影響を把握するとともに、その安全を確保するための対策及び施工管理を確実に行之、事故の発生を防止しなければならない。
- (イ) 夏目ヶ原浄水場への維持管理車両の運行に配慮すること。
- (ウ) 事業場所周辺には裾花川を伏越している水道管があり、地下埋設物資料（提供資料）を十分確認のうえ、支障とならない施工計画を提案すること。
- (エ) 橋梁左岸側交差点には信号機が配置されており、移設・復旧等を考慮した施工計画を提案すること。なお、移設工事等は、長野市から公安委員会へ依頼する。

(4) 基本条件

道路条件、橋梁条件を下記に示すが、詳細は提供する資料を確認すること。

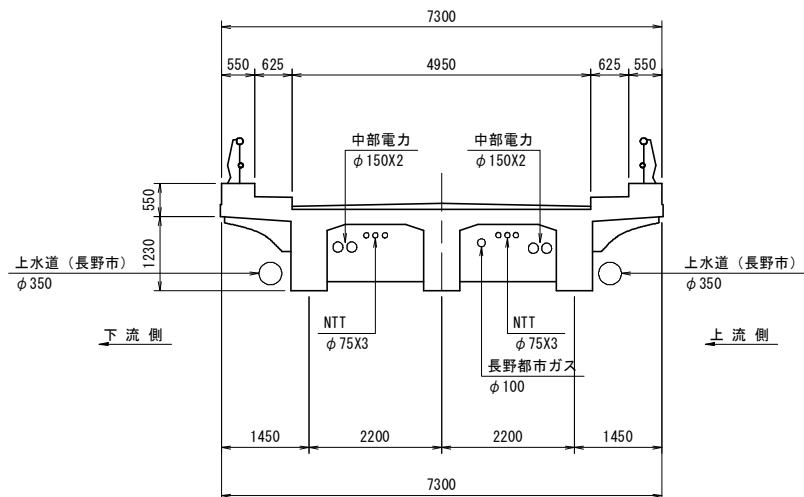
ア 道路条件

- (ア) 構造規格：第4種第2級
- (イ) 幅員構成：歩道3.0m+路肩0.5m+車道3.0m+右折車線3.0m+車道3.0m+路肩0.5m+歩道3.0m
=有効幅員 16.0m
- (ウ) 平面線形：R=∞

- ※都市計画変更を伴わない計画とする。

- (ア) 活荷重：B活荷重
- (イ) 重要度：B
- (ウ) 上部工形式：2径間連続合成床板橋
- (エ) 下部工形式：橋台：逆T式 橋脚：壁式
- (オ) 橋長：L=66m
- (カ) 支間長：L=32.5m+32.5m
- (キ) 耐震性能：耐震性能1（レベル1地震動）
耐震性能2（レベル2地震動）
- (ク) 添架物：後出一覧表参照
- (ケ) 斜角： $\theta = 84^{\circ} 40' 31''$
- (コ) 平面線形：R=∞（現位置での更新）
- (サ) 温度変化：寒冷地

【相生橋添架管】



Technical drawing of a bridge structure showing dimensions and components. The drawing includes a plan view at the top and a side elevation below it.

Plan View Dimensions:

- Overall width: 3800
- Inner width: 3000
- Side offsets: 400 (on each side)

Side Elevation Dimensions:

- Overall height: 820
- Top section height: 130
- Bottom section height: 90
- Base height: 800

Components and Labels:

- 道路照明 (Road Lighting):** Indicated by a horizontal line with labels $\phi 25$ and $\phi 30$.
- INC $\phi 50 \times 2$:** A vertical component on the left side.
- NTT $\phi 75 \times 9$:** A vertical component on the left side.
- 中部電力 $\phi 125 \times 2$:** A vertical component in the center.
- NTT $\phi 75 \times 6$:** A vertical component on the right side.

Orientation:

- 下流側 (Downstream side):** Indicated by an arrow pointing left.
- 上流側 (Upstream side):** Indicated by an arrow pointing right.

Additional Dimensions:

- Bottom width segments: 700, 2400, 700.
- Bottom overall width: 3800.

【新橋添架予定している占用管】

添架業者	条数	入線	管径 (mm)	m当たり (kN/m)
水道局	1	1	500	4.35
中部電力	5	4	150	2.40
	4	3	125	0.63
NTT	12	7	100	0.82
都市ガス	1	1	150	0.36
INC	2	2	75	0.12

(5) 技術提案書の作成方法

ア 審査の際、参加者が特定できないよう、住所、名称、代表者氏名等は記載しないこと。

イ 様式の右上に、Ⅱ－２－（２）－ウ に定める通知において交付した整理番号を記載すること。

ウ 使用する様式・サイズは以下のとおりとし、枚数は定めない。また、下記の④～⑦については、項目毎に作成する必要はなく、関連する内容はまとめてよい。

- ① 技術提案書の要点 技術提案書（様式－４）

※技術協力業務の実施に関する取り組み体制、業務計画も記載すること。

- ② 技術協力業務委託費 技術提案書（様式－４）

- ③ 想定事業期間 技術提案書（様式－４）

- ④ 施工計画 様式は自由（Ａ３横またはＡ４縦サイズ）

※施工計画には以下の内容を必ず記載すること

- ・工事着手から工事完了までの全体工程表
- ・概略施工ステップ図

- ⑤ 交通管理・安全管理 様式は自由（Ａ３横またはＡ４縦サイズ）

- ⑥ 周辺環境への配慮 様式は自由（Ａ３横またはＡ４縦サイズ）

- ⑦ その他 様式は自由（Ａ３横またはＡ４縦サイズ）

※新たな構造形式を提案する場合は 全体一般図等の概要がわかる資料を提出する。

(6) 体裁

ア 表紙には「都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業 技術提案書」と記載すること。

イ 表紙の次ページに目次を付すこと。

(7) 資料提供

ア 本事業の参考資料を希望する者に貸し出しを行う。ただし、参考資料の内容確認、技術提案及び業務等への採用は、参加者の責任において行うこと。

参考資料：橋梁予備設計報告書、道路詳細設計・路線測量・土質調査報告書、
地下埋設物調査資料、周辺の三次元点群データ、その他資料

イ 資料提供期間 令和7年5月28日(水)から令和7年6月30日(月)まで
(ただし、平日の午前9時から午後4時までとする)

ウ 提供方法 希望者に1日を限度に関係資料の貸出しを行う。

エ 提供場所 I-3-(4) に記載する連絡先

オ 提供申込 貸出しを希望する者は、I-3-(4) に記載する連絡先へ事前に申込みこと。

2 技術提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年8月18日(月)から令和7年8月20日(水) 午後4時まで

(2) 提出先

I-3-(4) に記載する連絡先

(3) 提出方法

ア 技術提案書は以下の部数を提出すること。

- (ア) 正本 1部 ※ 表紙(様式任意、参加者の名称を記載)を付けること。
- (イ) 副本 12部 ※ 表紙は付けないこと。
- (ウ) 電子データ 1枚 ※ 提出用電子媒体はCD-R等。データ形式についてはPDFとする。

イ 持参(平日の午前9時から午後4時まで)又は、郵送(提出期限日の午後4時までに必着)により提出すること。

ウ その他

- (ア) 技術提案書以外の書類及び図面等は受理しない。
- (イ) 指定の様式(様式-4)はI-3-(4)に記載するURLからダウンロードすること。
- (ウ) 提出期限までに技術提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

- (エ) 提案内容について不明な点等がある場合は、提案者に対し事務局から確認を行う。
- (オ) 提出後の書類の差し替えは、提出期間内のみ認める。

3 技術提案書に関する質疑

技術提案書の作成に当たり、疑義がある場合には、以下により「技術提案書に関する質問書」(様式－５)を提出できるものとする。

(1) 技術提案書に関する質問書の受付

ア 提出期間 令和 7 年 6 月 18 日(水)から令和 7 年 6 月 23 日(月) 午後 4 時まで

イ 提出先 I－3－(4) に記載する連絡先

ウ 提出方法 指定の様式(様式－５)に記載のうえ、電子メールに添付して提出すること。
なお、図面等添付は可とするが、PDF 及び Word、Excel の 2016 以降のバージョンとすること。

エ その他

- (ア) 電子メールの着信確認の電話連絡をすること。
- (イ) 電子メールの件名は「相生橋プロポーザル技術提案書に関する質問」とすること。
- (ウ) 質問書の提出は、各共同企業体の代表者のみができるものとする。
- (エ) 電子メールのデータ容量は 1 通当たり 5 メガバイト以内とすること。
- (オ) 様式(様式－５)は、I－3－(4)に記載するURLからダウンロードすること。

(2) 質問書に対する回答

受付けたすべての質問及びその回答は、令和 7 年 6 月 26 日(木)までに長野市ホームページ(URLは、I－3－(4) のとおり)へ掲載する。ただし、掲載日は諸事情により変更する場合がある。

なお、回答は実施要領及び条件提示書の追加又は修正とみなすものとする。

Ⅳ 審査方法について

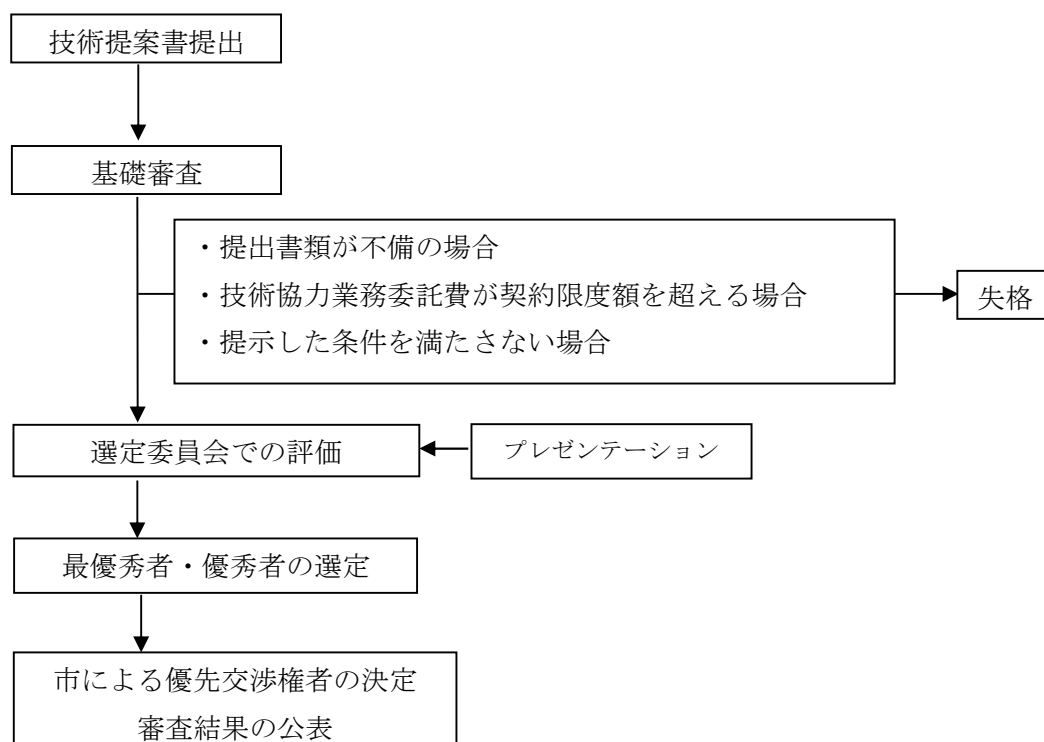
1 技術提案書の審査

(1) 審査は、「長野市都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業に係る実施設計技術協力事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、本施工箇所の現場特性を考慮し、技術的な観点より「別表1」「別表2」に示す評価項目及び評価方法に基づき、本事業に参加しようとする者（以下「参加者」という。）から提出された技術提案書等について総合的な審査を行い、最も優れた技術提案を行った参加者を最優秀者、次順位を優秀者として選定する。

なお、選定委員会は次にかかげる委員で構成する。

担任副市長、都市整備部長、建設部道路課長、建設部河川課長、建設部維持課長
都市整備部公園緑地課長、都市整備部まちづくり課長、都市整備部市街地整備課長

(2) 審査の流れは、以下に示すとおりである。



2 審査の手順

(1) 技術提案書審査

ア 基礎審査

(ア) 市は、参加者に求めた技術提案書類がすべて揃っていることを確認する。提出書類が不備の場合は、失格とする。

- (イ) 市は、技術協力業務見積額が契約限度額を超えていないことを確認する。契約限度額を超える場合は、失格とする。
- (ウ) 市は、技術提案書類に記載された内容が、本実施要領に示す条件について違反の無いことを確認する。提出書類が条件を満たさない場合は、失格とする。

イ 評価

- (ア) 選定委員会の各委員は、参加者から提出された技術提案書、プレゼンテーション等により、「別表 1」の評価項目の内容について、各項目の評価の視点から評価を行い、「別表 2」の評価基準によりそれぞれ採点を行う。
- (イ) 各委員の評価項目毎の得点により、合計得点を算出する。

ウ プレゼンテーションの実施

選定委員会は評価を行うにあたり、提出された技術提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。

- (ア) 実施日時 令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 1 時 30 分から
- (イ) 実施場所 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 長野市役所第 1 庁舎 5 階 庁議室
- (ウ) プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく指定時刻に遅れた場合は失格とする。
- (エ) 参加者は技術提案書等に基づきパワーポイント等を活用してプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションは技術提案書の補足説明であり、提出書類にない提案を新たに盛り込み説明することはできない。
- (オ) プレゼンテーションの持ち時間、質疑応答時間、参加人数、参加者で用意するもの等の詳細については、別途、参加者に通知する。

(2) 最優秀者及び優秀者の選定

最優秀者、優秀者の選定方法は以下のとおりとする。

ア 委員毎に合計得点の高い順に参加者の順位を決定する。

イ 順位により順位得点を配点する（順位得点は「第 1 位」3 点、「第 2 位」1 点）。

ウ 各委員の順位得点を集計し、得点が最も高い参加者を最優秀者、次点を優秀者として選定する。ただし、得点が最も高い参加者が複数ある場合は、委員の協議により選定するものとする。

(3) その他

次に該当する場合は失格とする。

- ア 選定委員に対し本事業のプロポーザルに関する接触を求めた場合
- イ 選定委員毎の合計得点の平均値が 60 点に満たない場合
- ウ その他、選定委員会が不適格と認めた場合

3 審査結果の公表及び通知

(1) 審査結果の公表及び通知

審査結果については、選定委員会終了後速やかに公表するとともに、参加者すべてに対して以下のとおり通知する。

- ア 最優秀者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者に通知する。
- イ 優秀者として選定された者と最優秀者及び優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者に通知する。
- ウ 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) 最優秀者及び優秀者の取扱い

審査の結果、最優秀者に選定された者は、本事業の契約に関する優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が契約の締結までに参加資格を満たさなくなった場合、Ⅳ－２－（３）に定める失格事項に該当することが判明した場合又はその他の理由において契約ができない場合は、当該優先交渉権を取り消し、優秀者を優先交渉権者として、契約のための交渉を行うものとする。

このため、優先交渉権者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（Ａ４版様式任意）を、Ⅰ－３－（４）に記載する連絡先まで持参すること。

V 契約について

1 契約方法

- (1) 技術協力業務は、優先交渉権者と随意契約を行うものとする。
- (2) 建設工事は、設計業務終了後、市と優先交渉権者による工事価格等の交渉が合意した場合に、優先交渉権者と随意契約を行うものとする。

2 契約の手続き

- (1) 契約手続きは、長野市契約規則（昭和 60 年 3 月 11 日 規則第 4 号）及び関係規程の定めるところによる。
- (2) 優先交渉権者は技術協力業務の契約に合わせて、以下の協定を締結するものとする。
 - ア 工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する協定（以下「基本協定書」という。）
 - イ 優先交渉権者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整及び協力に関する協定（以下「設計協力協定書」という。）
- (3) 技術協力業務見積書（様式－ 4 ）の金額をもって技術協力業務の契約を締結する。
- (4) 市は、実施設計業務完了後に優先交渉権者から本工事の工事費見積書（工事費内訳書、工事費内訳明細書を含む）を徴集したのち、市が積算基準等にて検証し、適正と判断した場合は、その金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって建設工事請負仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約とする。ただし、議会において否決された場合は、その効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、市に対して何らの損害賠償を請求することはできない。

3 価格等の交渉

- (1) 工事契約の締結に向けた価格等の交渉の手続き等については、基本協定書による。
- (2) 優先交渉権者が提出する見積額が、市が積算した価格に対して著しく乖離がある場合で改善の余地がない場合は、工事価格交渉を不成立とする。
- (3) 交渉が不成立となった場合等の手続
市は優先交渉権者との交渉が不成立となった場合、Ⅱ－ 1 －（ 5 ）に該当した場合には、そ

の理由を付して通知を行うとともに、次点者に優先交渉権を与え、交渉の意思を確認した上で、基本協定書及び設計協力協定書を取り交わし、協議が整った後、技術協力業務委託の契約の締結及び価格等の交渉を行う。

なお、当初の優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 設計成果物の取扱い

ア 当初の優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合も、技術協力業務の報告書の完成検査及び支払いを行うものとする。また、次順位の交渉権者による技術協力の実施及び次順位の交渉権者の技術協力を踏まえた設計の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との技術協力業務の契約書に基づき発注者が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の技術協力及び報告書を反映した設計成果を参考とすることできるものとする。

イ 設計成果に当初の優先交渉権者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）が含まれ、当該特許権等を使用する場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に対して特許権等の使用の許諾を申請し許可を受けるとともに、見積りに当該特許権等の許諾料等を含めるものとする。また、次順位の交渉権者との価格等の交渉が成立し、工事の契約が締結された場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に当該特許権等の許諾料の支払いを行うものとする。

4 その他

(1) 市と契約した施工者の有効期間は、本事業の完了後 24 箇月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後においても、契約不適合責任がある場合には、施工者がその責めを負う。

(2) 本事業の主たる部分の再委託は認めないものとする。

Ⅵ リスク分担について

本業務で予想されるリスクについて、市と事業者の分担方針を次に示す。

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					長野市	事業者
共通	構想・計画リスク		1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	●	
	募集要項リスク		2	募集要項の誤りに関するもの	●	
	許認可リスク		3	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
			4	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
	住民対応リスク		5	橋梁更新に関する住民説明会等	●	
			6	事業者が行う業務（調査、工事等）に関する住民対応等		●
	環境問題リスク		7	市が行う業務に起因する環境の悪化	●	
			8	事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		●
	第三者賠償リスク		9	市の責に帰すべき事業期間中の事故	●	
			10	事業者の責に帰すべき事業期間中の事故（事業者が行う業務に起因する事故）		●
	安全性確保リスク		11	工事等における安全性の確保		●
	物価リスク		12※	物価変動	●	●
	資金調達リスク		13	事業者の資金調達に関するもの		●
	債務不履行リスク		14	市の責に帰すべき事由による事業の中止・延期（市の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財発見など）	●	
			15	事業者の事由による事業の中止・延期（事業破綻、事業放棄など）		●
	不可抗力リスク		16※	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	●
			17※	予測可能な範囲における台風・風水害による事業計画・工事の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	●
			18※	想定し難い地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	●
	契約リスク		19	市の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク	●	
			20	事業者の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク		●
工事段階	用地リスク	用地取得リスク	21	建設予定地の確保に関するもの	●	
			22	建設に要する資材置き場等の確保に関するもの		●
		土壌汚染リスク 地中埋設物リスク	23	地山の土壌汚染に関わるもの	●	
			24	提供資料等に示す上下水道管路、電気ケーブル、ハンドホール等の予測可能な地中埋設物に関するもの		●
			25	上記以外に関するもの	●	
	工事リスク	詳細設計リスク	26	市の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大（市の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●	
			27	事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大（提案した施工計画等の不備・事業者の事由による履行遅れなど）		●
		工事遅延・未完成リスク	28	市の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大（市の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●	
			29	事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		●
		施設性能リスク	30	要求性能不適合（施工不良を含む）		●
		引渡前損害リスク	31	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		●

※12, 16, 17, 18は、契約約款に基づき、長野市と事業者との協議により負担割合を決定する。

Ⅶ その他の注意事項

1 提出書類の取扱い

- (1) 提出された参加表明書等及び技術提案書は返還しない。
- (2) 市は、提出された技術提案書は、選定及び選定結果の公表以外の目的で無断使用しない。
- (3) 提出された技術提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。ただし、市が必要と認める場合には、無償で利用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、長野市情報公開条例（平成 13 年 9 月 25 日長野市条例第 30 号）に基づき、開示等を行う。
- (4) 市は、選定結果の公表方法として、ホームページでの公表を予定している。

2 提出書類の作成及び提出等に関する費用

提出書類の作成及び提出、その他、プロポーザルに関する一切の費用について、市は負担しないものとする。

3 事業等の変更及び中止

- (1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、市は事業及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
- (2) 施工者選定の過程において前項の事態に至った場合、市は、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (3) 施工者の技術協力により遂行した設計の結果、施工者の責によらない事象により変更が生じ、結果として選定されなかった事業者の提案内容と同様の内容になったとしても、施工者の変更は行わない。

VIII 参考資料等

1 別冊資料等及び様式一覧

(1) 別冊及び添付資料

資料No.	名 称	交付方法	摘 要
—	技術協力業務委託特記仕様書	実施要領と同時	

(2) 参加表明に関する様式

様式No.	名 称	交付方法	交付開始日
様式－ 1	参加表明書・誓約書	ホームページに掲載	令和 7 年 5 月 27 日
様式－ 2	工事施工実績（会社実績）調書		
様式－ 3	参加資格に関する質問書		

(3) 技術提案書に関する様式

様式No.	名 称	交付方法	交付開始日
様式－ 4	技術提案書	ホームページに掲載	令和 7 年 5 月 27 日
様式－ 5	技術提案書に関する質問書		

別表1 技術提案書の評価項目と配点表

評価項目	評価の視点	配点
1. 技術協力業務委託	・技術協力業務に対する理解度、取り組み体制（配置技術者の資格等）、積極性を評価	5 点
	※別表 2 の②評価基準により採点 6 段階評価した採点を得点とする	
2. 業務委託費	・業務委託費	10 点
	※別表 2 の①評価基準により算定し得点とする。	
3. 工程計画	・本線の車線規制期間を極力短縮する工夫 ・施工方法の工夫、効率化により短縮されているか ・計画が的確で、実現性があるか ・類似実績等による裏づけ	15 点
	※別表 2 の②評価基準により採点 6 段階評価した採点を 3 倍したものを得点とする	
4. 施工計画	・河川内の仮締切方法（工期短縮、河川阻害率低減の工夫） ・仮設土留め工（安全性、施工性の工夫） ・既存橋撤去方法 ・橋台の施工方法 ・橋脚の施工方法 ・上部工の架設方法 ・中電鉄塔などの制限を考慮した施工方法 ・土質・地質条件を踏まえた計画か ・占用物件の移設方法 ・計画が的確で、実現性があるか ・類似実績等による裏づけ	30 点
	※別表 2 の②評価基準により採点 6 段階評価した採点を 6 倍したものを得点とする	
5. 交通管理 安全管理	・施工中の歩行者、車両の交通及び安全確保 ・安全管理に関する特筆すべき配慮、工夫 ・現道交通への影響の最小化に有効な施工方法 ・計画が的確で、実現性があるか ・類似実績等による裏づけ	25 点
	※別表 2 の②評価基準により採点 6 段階評価した採点を 5 倍したものを得点とする	
6. 周辺環境への 配慮	・沿道環境（騒音・振動等）への配慮、工夫 ・自然環境への配慮、工夫 ・計画が的確で、実現性があるか ・類似実績等による裏づけ	5 点
	※別表 2 の②評価基準により採点 6 段階評価した採点を得点とする	
7. その他	・工期短縮や、安全で円滑な施工等が見込める新たな構造形式の提案を行った ・工事費抑制のためのコスト管理に関する工夫 ・市が提供する資料に関して十分理解した上で提案を行っている ・上記以外の評価できる内容	10 点
	※別表 2 の②評価基準により採点 6 段階評価した採点を 2 倍したものを得点とする	

別表2 技術提案書の評価方法

① 業務委託費の評価基準

業務委託費に対する得点は、次の計算式により算定する。

$$\text{配点} \times \left(\frac{\text{最も低い事業費}}{\text{当該応募者の事業費}} \right) = \text{得点}$$

※得点結果（小数点以下）は、小数点第二位を切り捨て、少数第一位まで取り扱う。

※「別表1」評価項目の「2. 業務委託費」が対象となる。

② 提案内容の評価基準

評価基準	採点
非常に優れている	5点
優れている	4点
標準的	3点
標準より劣る	2点
標準より著しく劣る	1点
評価に値しない	0点

※「別表1」評価項目の「1. 技術協力業務委託」「3. 工程計画」「4. 施工計画」「5. 交通管理 安全管理」「6. 周辺環境への配慮」「7. その他」が対象となる。